告示

○内閣府告示第二百十三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十五年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人名古屋大学附属図書館留学生センター図書室の項を削る。

国立大学法人名古屋大学附属図書館総合保健体育科学センター図書室の項の次に次のように加える。

国立大学法人名古屋大学附属図書館国際教育交流本部図書室　愛知県名古屋市千種区不老町

○金融庁告示第五十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロの規定に基づき、金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件（平成二十二年金融庁告示第四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月三十日から適用する。

平成二十五年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一号中トをヲとし、ヘをルとし、ホをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ　ボルサイタリアーナ

第一号中ニをトとし、トの次に次のように加える。

チ　ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストブリュッセル

第一号中ハをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ　ナスダックオーエムエックスヘルシンキ

ヘ　ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストアムステルダム

第一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　オスロボーシュ

○金融庁告示第五十五号

平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）等の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

次に掲げる告示の規定中「ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社」を「株式会社ＳＭＢＣ信託銀行」に改める。

一　平成十四年金融庁告示第三十五号第一条の表一の項

二　平成十三年金融庁告示第十七号（預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件）本則

三　平成十四年金融庁告示第八十三号（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）本則

四　平成十六年金融庁告示第四十四号（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）本則

五　平成十六年金融庁告示第七十七号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第七条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件）第八号

六　平成十九年金融庁告示第六十八号（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件）第十二号

○総務省告示第三百七十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、平成二十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十五年九月三十日

総務大臣　新藤　義孝

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○総務省告示第三百七十一号

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）第二条第一項、第三条、第五条、第五条の二、第七条、第十二条、第十六条から第二十条まで、第二十一条の三、第二十四条、第二十六条、第二十七条の三及び第四十二条の規定に基づき、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日

総務大臣　新藤　義孝

第４の４⑵を次のように改める。

⑵　端末機の操作者の確認

１　端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報により確認すること。また、当該情報を適切に管理し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講じること。

２　１の確認が、やむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、端末機の管理を行う責任者の承認を受け、識別符号及び暗証符号により確認すること。この場合においては、当該識別符号及び当該暗証符号の管理方法を定め、操作者は当該管理方法を遵守すること。

第４の４⑶及び第４の４⑷を削り、第４の４⑸を第４の４⑶とし、第４の４⑹を第４の４⑷とし、第４の４⑺を第４の４⑸とし、第４の４⑻を第４の４⑹とする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正前の電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準第４の４⑵から第４の４⑷までの規定は、当分の間、改正後の第４の４⑵の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第三百七十二号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）第十三条第一号及び第二十五条第一号を実施するため、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年九月三十日

総務大臣　新藤　義孝

第十四条第一号を次のように改める。

一　入室する二以上の者の指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報を照合することによって入室が可能となること。

第二十六条第一号イを次のように改める。

イ　入室する二以上の者の指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報を照合することによって入室が可能となること。

○政治資金適正化委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年九月三十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一